## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 平成 30 年4月 26 日答申分

### ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700519号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800001号

#### 第1 結論

昭和37年10月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年10月から昭和40年3月まで

私の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付については、両親が行ってくれていた。昭和37年10月の結婚を機にA県B市へ転居し、妻が同市役所において、私の国民年金の住所変更手続を行い、3か月ごとに自宅に来た同市の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付した。

しかし、私が所持している年金手帳には、当時住んでいたB市の住所が記載されておらず、 請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があり、記号番号の払出し以降に国民年金保険料を納付できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(\*)は、昭和36年7月18日にA県C市において払い出されていることから、請求者が主張するB市において国民年金の住所変更手続が行われた場合、当該記号番号で引き続き請求期間の国民年金保険料を納付し、同市において検認を受けることになる。

しかしながら、請求者が所持する国民年金手帳(昭和 36 年4月1日発行)を見ると、昭和 37 年度及び昭和 38 年度の国民年金印紙検認記録欄には、請求者がA県D市に住所を定めていた昭和 43 年2月の検認の割り印が押印されている上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)によると、請求者に対し、別の記号番号(\*)が昭和 42 年 6 月 17 日にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認できることを踏まえると、同市において、請求者に係る国民年金の住所変更手続が行われていた事情はうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、前述の記号番号(\*)は「\*と重複」として 取り消されている上、当該記号番号(\*)に係る国民年金被保険者名簿において「資格取消」 のゴム印が押印されており、国民年金保険料の検認記録欄が空欄になっていることから、請求 者の主張する請求期間の国民年金保険料が、B市において納付されていたことはうかがえない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者の妻が3か月ごとに夫婦二人分を現年度納付した旨主張しているが、前述の記号番号(\*)の払出時点(昭和42年6月)において、請求期間の国民年金保険料は過年度納付することになる上、請求者の妻は国民年金に未加入であったことから、請求期間に夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付することはできず、当該事情と請求者の主張は符合しない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB市からの転居先であるD市

の国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できず、 請求者が証言者として挙げている実弟及び知人からも、請求者の妻が請求期間の国民年金保険 料を納付したことを裏付ける具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1700520 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1800002 号

#### 第1 結論

昭和37年10月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年10月から昭和42年3月まで

私は、昭和37年10月に結婚し、時期は定かではないが、A県B市役所において、国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料の納付については、3か月ごとに自宅に来たB市の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付した。

しかし、納付したはずの請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、 記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、時期は定かではないが、B市役所において、国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに同市の集金人に請求期間の国民年金保険料を現年度納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があり、記号番号の払出し以降に国民年金保険料を納付できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(\*)は、昭和42年6月17日にB市において払い出されていることから、請求者は請求期間の国民年金保険料を現年度納付することができない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、当該請求者の記号番号が払い出された時点においては、請求期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料は納付することができず、その余の期間の国民年金保険料は過年度納付することになり、請求期間の国民年金保険料をB市の集金人に現年度納付したとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により検索を行ったところ、請求者の請求期間当時の住所地であるB市において、請求者に係る別の記号番号の払出しは確認できないが、同市からの転居先であるC市において、請求者に係る別の記号番号(\*)が昭和43年2月26日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、請求期間のうち、納付可能な期間については過年度納付するほかなく、請求者が主張する現年度納付をすることはできない。

加えて、B市及びC市の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、請求者が証言者として挙げている請求者の義弟及び知人からも、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書控等)はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1700548 号 厚生局事案番号 : 近畿 (脱) 第 1800001 号

#### 第1 結論

昭和39年6月12日から昭和46年3月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年6月12日から昭和46年3月21日まで

私は、請求期間に係る脱退手当金裁定請求の手続を行っていないので、請求期間の脱退手 当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社(現在は、B社)に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情 は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。